

平成26年第1回川根本町議会臨時会

会 議 録

会 期 自：平成26年8月12日
至：平成26年8月12日

川 根 本 町 議 会

平成26年第1回川根本町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月12日)

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案第37号の上程、説明、質疑、採決	9
○議案第38号の上程、説明、質疑、採決	19
○閉 会	20



川根本町告示第49号

第1回川根本町議会臨時会招集告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定により、平成26年第1回川根本町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年8月7日

川根本町長 鈴木敏夫



1. 期 日 平成26年8月12日
2. 場 所 川根本町役場
3. 付議事件
(1) 工事請負契約の締結について 2件

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	菌	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成26年第1回川根本町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成26年8月12日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第37号 工事請負契約の締結について(平成26年度情報通信利用環境整備
推進交付金事業川根本町高度情報基盤整備工事)
- 日程第4 議案第38号 工事請負契約の締結について(平成26年度県単独林道(開設)事
業施業道ヒラト線開設工事)

出席議員（12名）

1番	藺田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第1回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
今期臨時会に説明員として、町長以下関係者が出席しておりますので御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月7日、町長から第1回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。

今期臨時会は、お手元に配布のとおり議案2件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣結果の報告書を配布してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。
なお、内容についてはお手元に配布のとおりです。

次に、7月2日の議会最終日における中澤議員の一般質問に対する答弁に誤りがありましたので、町長よりお詫びと訂正があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。平成26年の第1回の臨時会ということで、全員の議員の皆さんに御参集いただきまして開会できますこととお礼を申し上げたいというふうに思います。

そのような中で、諸般の報告の冒頭で謝らなければならないという、大変不手際がございまして誠に申し訳ございません。26年7月2日に私の議会答弁におきまして、誤りがあったということで、訂正をさせていただきたいということで、詳細を説明させていただきます。

7月2日の議会最終日における中澤議員の、「自主的に非常用電源設備等を設置しようと考えている自治会等への支援について町はどのように考えているのか」というご質問に対し、現在、町においては防災用資機材整備事業費補助金に係るメニューに、太陽光発電及

び蓄電設備がないため現状の補助要綱の中で今後検討を進めていきたいというふうにお答えをさせていただきました。この答弁につきましては、議員の御質問の趣旨を考慮し、主として防災上の観点から総務課地域支援室の中で検討し、現状の補助要綱等のメニューや過去の支援の内容、実績に基づき回答させていただいたものです。

しかし、答弁後に実は平成 22 年度、23 年度 1 月に当時の総務課地域支援室と町長、副町長、総務課長と協議し、防災の観点からではなく、集会所の大規模修繕を実施する場合、太陽光発電設備と二晩程度の電源提供能力を持つ蓄電設備をセットで整備する場合に限り、旧中川根地区は川根本町集落センター等負担金徴収条例、旧本川根地区は川根本町コミュニティ施設維持修繕事業費補助金交付要綱の補助対象とするという通知を全区長様宛てに出してあるという事が判明いたしました。

つまり、区が集会所に太陽光発電設備と蓄電設備をセットで整備する場合に限り、大規模修繕事業の一環として、町が3分の2の経費、150万円以上の事業費に限ります。10万円以上150万円未満の事業費であった場合は2分の1の経費を負担するということですが、この確認ができなかったため、先の議会で誤った答弁をしてしまいました。

今後につきましては、平成 23 年の通知に基づいた適正な補助金の支出をしていくこととなりますが、先の答弁でも申し上げましたとおり、太陽光発電設備と蓄電設備の整備にはまだまだ高額な設置費用がかかり、現実的に自治会での設置も困難であることも予想されるため、今一度補助金の内容について見直すことも必要であると考えております。

先日の議会におきまして、間違った答弁をしてしまったことにつきまして、心からお詫びを申し上げ訂正させていただきたいと思っております。今後はこのようなことがないように、注意を怠らないように気を付けてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 続きまして、今期臨時会招集にあたり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） ただいま議長のほうから説明があったとおり、第1回の臨時会を開催をさせていただきました。この件につきましては後程申し上げますが、議案が2件ございます。この件につきましては、入札の関係でございますので詳細については後程議案の中で説明をしていきたいというふうに思っております。

そのような中で、私、先般の7月18日全員協議会以降の行政につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

7月18日金曜日ですが、議会の全員協議会を開催しております。午後には島田税務署の所長さんがお見えになりまして新任のご挨拶に参ったということでございます。それから、

午後には長島ダムの所長さんがお見えになりました。これは長島ダムが関係します、森と水のイベントについての説明を受けてございます。

7月19日土曜日ですが、静岡市のホテルにおきまして「南アルプス子どもフォーラム」、これはエコパークに関係した集会がございまして、川根本町からも小学生が大勢行きまして、劇等でPRをしていただきました。

7月22日には課長会議を開催しております。22日、この日には静岡新聞の担当の記者がお見えになりまして、異動の報告がございました。7月22日の午後ですが、焼津市におきまして、環境省との意見交換会がございまして出席しております。

7月23日ですが、北地域の陸上大会が本川根の小学校で開催しております。7月23日ですが、FDA 5周年記念式典が静岡空港でありました。出席しております。

7月24日ですが、この日にはお立ち台へ行ってまいりました。これは林野庁の案内、それから農林事務所、それから土木事務所等々の皆さんにも一緒に行っていただきまして、現場を視察をさせていただきました。残念ながら千頭堰堤のほうには道路が不通ということで行けませんでしたが、近々千頭堰堤まで行ってみたいという思いでございます。

7月25日ですが、中国へ訪問する参加者の説明会が山村開発センターで25日の夜に行われております。

7月26日「平和と文化の子ども展」、これが本庁のギャラリーで開催をされております。

7月28日から30日、これは郡の町村会の視察がございまして、九州へ行ってまいりました。

7月31日、国保の通常総会がブケ東海、静岡市でございまして出席しております。この日には共済組合の議事録の関係で署名をしております。それから、農業対策協議会がございまして出席しております。この日には中部地域政策局長が来庁をしております。

8月1日ですが、国交省の浜松の河川事務所の所長がお見えになりまして、今後の防災の関係につきましていろいろ説明をいただきました。8月1日ですが、この日には皆様にもお世話になりました国道362号の期成同盟会が清沢の公民館でございまして、対応しております。この日ですが、静岡銀行の副頭取と面会をしております。これは支所にATMの、繰越ができるATMが入ったということで、大変難しい環境であったけれども設置をしていただいたということで、お礼に行っております。

それから8月2日の土曜日ですが、茶塾の開講式がございまして、川根茶塾の開講式がございまして出席しております。8月2日、この日の午後ですが、これも多くの皆様に参加をいただきました「健康長寿のまちづくり事業」の中間報告会、文化会館で行われております。これは県立総合病院の島田先生の中間発表ということで、大変期待の持てる中間報告会であったと感じております。

8月3日ですが、今職員の互助会が千頭駅周辺でトーマスフェアのおもてなし隊ということで参加をしております。これは分担しておりますけれども、それぞれの職員が観光で来

た、トーマスフェアで来た皆さんに地域の案内をしていただいているというのが8月2日から始まって、2日目の8月3日に私自身も参加しております。大変有意義なおもてなしの対応であったと思っております。

8月4日ですが、産業文化祭の実行委員会が開催されております。それからこの日の午前中に法務局長が来庁しております。この件につきましては、出張所が統合するという事等もございまして、その説明にお見えになっております。それからいやしの里事業の検討会議を開催しております。

8月6日です。午前中に教職員の研修会が文化会館でございまして、あいさつに行っております。それから8月6日、この日には入札を執行しております。

8月7日ですが、大井川改修期成促進同盟会の要望で名古屋並びに東京、それぞれ関係する市町の首長さんと出張しております。

なお、8月8日には町内の課長が各省庁へ陳情に行っております。

8月10日です。これは中国浙江省との友好卓球大会がエコパアリーナでございまして、この開会式に出席をしております。

8月11日、御前崎奥大井連絡道路の整備促進期成同盟会が県庁へ要望したということで、それぞれの関係する大井川流域の皆さんが、市長並びに町長が出席をし、要望しております。昨日ですが、滞納整理機構の方がお見えになりまして、いろんな、今こちらからも職員がお世話になっているということもございまして、いろんな形で今後とも指導をお願いしたいというお話をしてございます。それから昨日は、全員協議会が開かれました。

それからきょうですが、臨時会ということで大変ご足労をお掛けしております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ご苦勞様でした。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、小藪侃一郎君、1番、藺田靖邦君を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 議案第37号 工事請負契約の締結について（平成26年度情報通信利用環境整備推進交付金事業川根本町高度情報基盤整備工事）

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第37号、工事請負契約の締結について（平成26年度情報通信利用環境整備推進交付金事業川根本町高度情報基盤整備工事）についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第37号工事請負契約の締結についての提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成26年度情報通信利用環境整備推進交付金事業川根本町高度情報基盤整備工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る8月6日に2社をもって指名競争入札を実施をさせていただきました。その結果、京セラコミュニケーションシステム株式会社が落札し、契約金額12億9,384万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成27年3月20日を予定しております。

以上、よろしくご審議のほど、ご採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番鈴木です。

10個ぐらいに質問が渡ります。大丈夫でしょうか。ゆっくり言いますので。

一つ目は6日の入札で、指名した12社のうち2社しか参加せず10社が辞退する状況となり、しかも落札したのは、設計業者と資本や役員など深いつながりのある京セラコミュニケーションシステム株式会社で、予算額より5億円、予定価格より4億円も低い額で決定しているが、入札の公正性、公平性からみてこのような状態は公正取引委員会などで問題にされないのか伺います。

それから2点目です。昨日の全協でもただしましたけど、記録できなかったのも再度お聞きします。業者の、辞退した10社の業者の理由を再度明らかにしてください。

3点目、全協で12社指名したうち、11社は全て静岡県内に事業所や支店、営業所が記載されていましたが、京セラコミュニケーションシステム社だけは営業所の所在地が記載されていなかったためお聞きしたところ、営業所は静岡にあるとの答えが昨日ありました。こういう入札指名に関して選定するとき、よほど特殊な場合を除いてはなるべく近くにある事業所を選ぶというふう以前から聞いていたんですけども、それで、インターネ

ットで探してみたんですけど、静岡営業所というのが出てこないのので再度確認の質問をします。静岡のどこにあるのかわかれば教えてください。

それから4点目です。昨日説明してくれた辞退理由にもありますけど、端末機が安価に入手できないとか、工程や工法に不明な点が多く、工事費を出せない、検討時間が短く体制が取れないなどの理由が述べられていました。たくさんの中でそういう理由も述べられていました。そういう中で、2社だけは入札に参加できたというのはどういう事情からと考えるのかお答えを求めます。

それから5点目、端末機は同等品以上との指定をしたとのことで、それはIRU契約を進める上で運営会社の希望だとのことでしたが、同等品というのは何と比べて同等品というふうに言っているのか伺います。また、この端末はそういう指定をしなければならないような特殊な機器なのかどうか伺います。

6点目、今後この事業において新たな計画、追加工事や追加費用が出るようなことはないのか確認をいたします。また、来年4月からの供用開始は守られるのか伺います。それからスタート時点でできるサービスについて、昨日と同じですけど、どういうものか伺います。

それから7点目。フレッツ光はつながるという説明が以前ありました。総務省が最近力を入れている、観光地などでよそから見えた人がスマホやタブレット端末などを自由に使えるようにする公衆無線LANの整備がありますが、この事業と将来この、今回行う整備事業がつけられる可能性があるのかどうか伺います。

それから8点目です。区長さん方への端末設置とりまとめの依頼は、本来事業者か行政がやるべきことだと思いますが、区長さん方からも困惑の声が届いています。やめる考えはないか伺います。

9点目、端末使用に対する町民の不安解消をすることが重要だと思いますけど、どのように取り組んで行く考えか伺います。

10点目、今後の利活用検討委員会設置において、9月頃設置するという説明でしたけど、どのような委員の構成を考えているのか、町民参加を考えているかどうかお伺いします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えします。

まず最初に12社の指名に対し10社が辞退したということで、その入札の公平性等問題にならないかということですが、それはあの、続く、経営会社が入っているということについての公平性も含めてのご質問だと理解しております。

情報通信の分野では、設計業者と施工業者に関して、グループ企業による事業実施は決

して珍しいことではないと聞いております。ただし設計業者と施工業者が同一であるという事は問題となります。今回の場合、設計業者であるC B B Sは、施工業者である今回の京セラコミュニケーションシステムとは子会社でありまして、この件につきましては東海総合通信局、国のほうに指名をする時点での確認を行っております。資本関係はあっても別会社であるため問題とはならないという回答をいただいております。その結果を受けましての指名を、業者としての委員会での認定を受けました。もう一つには、設計業者を決める過程で一般公募もしております。そこにおいても競争原理が働いておりまして、また施工業者を議決する過程での指名競争入札を行いました。そういうことで入札も成立をしておるといふふうに認識をしております。

すいません。京セラの営業所ですけれども、下泉に、私がいただいた名刺ではそちらに営業所を設けたということで聞いております。住所はですね、現地点で聞いたのは、あそこのマンションです。

端末機の製品、何と比べて同等、指定をする必要性、特殊機化ということですのでけれども、一つには今回の設計業者また、運業者、運業者が東海ブロードバンドということに決まっております。そちらのサービスを提供していく上で、そのサービスを実際に町民の方に利用していただく環境を整える上で、そのシステムが守られる体制は最低限必要などころだということで認識をしております。

あと追加工事ですけれども、現時点で考えています国の交付金の補助内容に見合った制度は、あくまでも町民へのサービス内容、住民へのサービス内容を基本とした工事内容、工事設計となっております。ただ、法人事業者、そちら等への引き込みによる工事は現時点では確定はしておりませんので、そちらのほうの数字は今回の工事費には入っておりません。その点は、今朝皆さんにお示しをした資料の中にも一部記載があるかと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。

サービス開始ですけれども、これはあくまでも本年度の事業です。国の事業もそうです。県のほうも本年度の事業としての交付金、補助金を申請して認めていただいておりますので、4月1日サービス開始を目指していくしか、いくしかというか、いくことが最大限の目標です。ただし、災害等途中で工事が中断することがあれば、そのときには工期が遅れるということも想定はされます。現状ではあくまでも1日、本年度で完了したいということです。

委員会、ちょっと飛びますけども…あ、あと区長、端末、取りまとめ云々という話がありましたけれども、区長さんに端末を取りまとめとか、あの、前回区長会に出した資料はですね、取りまとめではなくて、工事に入りますから工事への皆さんへの承諾を、文書等を回すときの協力をお願いしたい。1軒1軒回っていただきたいというような、そういう意図ではなかったものですから、文書の内容が大変誤解を招いたことだったと思っております。

現在私たち企画のほうで考えておりますのは、8月、来週から各地区への説明に回ります。10月の末まで。今予定しているのは30地区回るという予定をしております。その内容につきましては、皆さんに後程資料としてお分けして、その内容を説明させていただきます。その中で各地の住民への説明をして、端末機の取り扱い等についても説明をし、その中で実際に来れない人については次の手段を考えていくということで、1回で、1回の説明で終わるような考えは持っておりませんので、そこはいろいろな、いきいきクラブ等の集まり等でも端末機の説明、展示をしていくということも考えております。

それと、利活用の委員構成ということですが、これにつきましては町内で実際に使っている方、また今まで使ってきて利活用なさっている方、そういう方の有識者を入れての委員構成とすることで現在検討をしております。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 2番目に10社の辞退があったということで、その入札の辞退についての理由、それを知りたいということです。まとめてお話ししたいと思います。

工事規模等に対応可能な施工体制が工事期間内において維持できないため対応が困難であるという理由。そして配置予定者の都合により辞退するというもの。また、検討時間が短く想定される予定価格以下での入札が困難であるという理由です。あと、本事業を推進するための体制、人員が整わない、そういった理由もあります。都合により辞退という理由、それから本整備事業はIRU事業者様、IP告知端末機等の指定のため、安価な調達が難しいということでございます。それから本工事を受注した場合、技術者及び作業員の確保が困難である。国土交通省による指名の停止がされたということで本工事への入札は対象外であるということであるが、この処分を受け辞退とするもの。配布された資料により工事費の積算を進めたが、工程や工法について不明な点が多く当該工事全体の工事費の把握が困難なためという理由があります。工期内での技術者不足により主任技術者の条件を満たすことができないという理由等々でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すいません、先ほどちょっと確認できなかったことについて説明いたします。

まず、フレッツ光は利用はできません。それとNTTのフレッツ網にはつながるということです。それと先ほどの静岡営業所ですが、こちらは下泉204の5セントレー大井川に営業所を設けてございます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりました。再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初のほうからお聞きいたします。

まず最初に1点目の資本関係があっても、設計業者と施工業者が同一の場合は問題になるけど別会社であれば大丈夫だということのお答えだったんですけど、役員が同じ人がなっ

ている場合、会社は別なんですけれども、例えばですね、京セラコミュニケーションズの代表取締役の方が中国ブロードバンド株式会社の代表者になっているというふうな、そういう役員関係でつながっている場合も問題にはならないんでしょうか。今回の場合、そういう役員関係のつながりもあったと思うんですけどその点を確認をいたします。

それから次は3項目の、事業所が、京セラコミュニケーションシステム社の事業所が下泉のマンションに営業所を設けたということですけど、ここは中国ブロードバンド株式会社さんが、はじめ、この本庁のコミュニティールームって言うんですか、1階のホールの奥に事業所を設けてたんですけどもそれがなくなって、あとどこへ行ったかと聞いたら、下泉のマンションに部屋を借りているというふうに説明を受けたんですけど、中国ブロードバンドが借りているところと同じ…まあ、部屋が違うということはあるかもしれませんが、同じところに京セラさんが事業所を設けたということなんでしょうか。それは今回の入札に関して急遽そこを事業所としたということなんでしょうか。お聞きいたします。

それから、7点目のフレッツ光につながるかと聞いたときに、以前、フレッツ光につながるのと、何らかの手続きは…手続きというか、施工は必要でしょうけどつながりますという説明でしたけど、今課長の答弁ではフレッツ光にはつながらないとはっきり言われて、だけどNTTのフレッツ網にはつながるとのことだったんですけど、これの違いが私にはわかりません。要するにフレッツ光を、この、今インターネットをやっている人たち、パソコンで、利用している人たち多いと思うんですけども、そういう方々が、町が整備したこの情報基盤につなげた時に、インターネットを切り替えたときにフレッツ光を利用できるのかどうかということをお聞きしたつもりなんですけど、その点についてわかるように明解にお答えください。

それから、区長さん方への端末機設置について取りまとめをお願いしたということは、なんか誤解を招いたというふうなお答えだったんですけども、この点について、結局区長さん方に端末機を設置する了承を、各家庭に了承をしていただく、そのことをとりまとめをお願いすることはないということなんでしょうか。その点をはっきりしてください。

それから、最後の利活用検討委員会設置の構成なんですけど、委員構成についてですけど、有識者を入れるように検討しているという答弁で、その前がちょっと聞きもらしました。有識者と言うのはどういう人なのか。私としては町内にたくさん関心を持っていらっしゃる人たち、特に前回反対に動いた人たちは、どちらかといえばとても関心があって、この利活用についても本当にちゃんとかけただけの費用が生きるような利活用ができるのかということで心配されている人も多いように見受けられます。ですから、そういう人たちにも公募を呼びかけるか、あるいはじかに呼びかけるか何かして、やはりこの事業が、進めるからには本当に町民の人たちに喜ばれる、行政が言うように将来不幸にならないための事業なんだということを、本当に実現できるようにするためには、この利活用検討委員会というのが非常に重要じゃないかと思うんですけど、その点について、町民の人たちの

意見をどのように上げていくつもりかももう一度お伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） まず最初に役員関係等ですけれども、企画のほうで国等への確認をしたところでは、資本関係についての確認を行いまして、別会社であれば構わないという、そういう答えをいただいておりますので、実際に役員の氏名を並べての確認はしてございません。ですので、もう別会社であればという、その指摘で大丈夫だということで聞いております。それと、営業所ですけれども、最初の住所地は確かに下泉等に設けてございますけれども、これはあの、実際にその建物へ行って部屋まで確認したわけではございませんけれども、あくまでも今回の事業に際してこちらでサービスを提供するというところで事業所を設けていただいたと思っております。それと、現在中国ブロードバンドの事業所は文化会館のほうをお借りしている状況となっております。

すいません、質問の回答がちょっと飛ぶかもしれませんが、まずフレッツ網の関係ですけれども、それにつきましては、フレッツ光はあくまでもNTTのサービスでございまして、直接そこは今回の運業者が間に入ることでそういうことではできないと、フレッツ光、NTTとの契約ではできないという形になります。町で設けたプロバイダーさんを通しての契約となると。ですので、そういう意味で、商品名のフレッツ光とは契約はできないというそういう意味でございまして、同じサービスの提供は受けれるということでお答えをしたいと思います。

それと、区長さんへの通知、区長さんへの通知は、これから区長さんに回ってもらって、とりまとめ、承諾書を1軒1軒集めてくださいとかとそういうことではなくて、今考えているのはあくまでも郵送、まず第一が郵送でと考えております。郵送でどうしても取れなかった方には、次の、歩いてもらうとか説明してもらうということを考えております。区長さんには1軒1軒歩いて説明をして承諾をいただきたいということは考えておりません。ただ、区内の人が郵便物等で役場に出す書類があればそれをまとめてくださいとかと言われた時には、そういう形でのお願いはあるかもしれませんが、区長さんに直接1軒1軒への説明等のお願いはせずに、区民への事業が進んでいるというような案内状、説明書を分けますので、そういうものがあるよという、そういうことの協力をお願いをしていくことと考えております。

それと、利活用、有識者ですけれども、あくまでも現時点、今後この事業が始まる前に何に使うかということで福祉、医療、教育それらのものを今回基盤ができたことによって具体的にしていくためには、町内の人に入っていて、この町として何が、どういう形もの方がいいのかということ、話を、皆さんから意見をいただきたいと考えております。

ですので、今メンバー的には、ちょっと今出せる形にはなっておりませんが、まちづくりの関係とか医療関係に詳しい方がいれば医療関係の方とか、そういう方を含んでの検討でありまして、人数的には10人前後の予定はしておりますけれども、決して多くの

意見を排除するような、そういうようなことでの委員構成は考えておりませんので。整備ができた以降の利活用について、より良い意見が出る体制を作っていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝。

○10番（鈴木多津枝君） 2番目の業者の指名について、役員が両方に入っているような会社がどうかということは確認をしていないということですが、今後はやはりそういうところもいいのかどうかということもしっかり確認をして指名をしていかなければいけないんじゃないかと思います。ぜひ今回のことを勉強にして、今後慎重な、公平で公正な入札が行われるようにしていただきたいと思いますが、その点についてもう一度確認というかお答えをいただきたいと思います。

次に、区長さん方へのとりまとめは考えていないということですが、最初に郵送で全世帯へ送るということで、それで取れなかったところへは訪ねてくださいという願いはあるかもしれないということですが、やはりそういうことも、業者あるいは行政が責任を持ってやるべきことではないかと私は思うんです。区の、自治会は決して町の下請け事業をやるどころではなくて、いまでも、それだけでも、地区の人たちの声を聞いて住みよい地域を作るということで、とても大変な思いをしているわけですから、仕事をしてくださっているわけですから、こういう町の事業において区長さんたちに仕事を増やすということは、私はあってはならないと思いますが、この点についてもう一度答をいただきたいと思います。それから、ちらしの配布なんかは今まで通り仕方がないと思うんですが、回ってくださいと、訪ねてくださいというのは、やはりもっと、区長さんたちがやるべき仕事、区内の人たちが困っている人を見つけたよとか、そういうことに対して行政に何とかしてくれというふうな連絡をする、していただくということなんかが一番大きなことではないかと思うので、ちょっとまだまだ区長さんたちに対する考え方っていうのをもう少ししっかり持ってもらいたいなと思ひまして再度答弁を求めます。

それから、最後の検討委員会の件についてですけど、この検討委員会が今度この事業を、もうこの今回の工事入札請負の議決で可決されると工事が始まって、来年4月から供用開始ということで、町民の人たちも多くの人が疑問とか不安とか抱いている事業です。抱いてきている、ずっと3年、4年前から抱き続けて来ている事業ですから、それをやはり進むからには町民の人たちから本当に喜ばれる事業にしていかなければいけない、その信頼を得るためにも、やはりこの検討委員会の持ち方っていうのが、すごく一番重要になってくるんじゃないかと思います。それで、例えば総合計画を作るときなどは、ワークショップ、先ほど10人ぐらいを想定していると言われましたけど、10人ぐらいで利活用を考えて行くというのは、非常に問題があるんじゃないかなと、足りないんじゃないかと思うんです。いろんな人たちに手を挙げてもらって、ワークショップみたいな、課題別に医療の分野、教育の分野、あるいは高齢者の分野、福祉分野とか、そういう、いろいろ分野ごとに

得意な人たちに入ってもらって利活用を考えていくということをすることによって、町民の人たちにも自分たちの、本当に暮らしに役立つことをやってくれているんだという理解が広がっていくのではないかと思うんですけれども、そういう取り組みをされる考えはないか、確認をいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今の鈴木議員のまず1点目ですけども、まずというか1点目ですけども、役員が同じ場合の可否を今後確認していただきたいということですけども、私、総務課のほうでは指名委員会を担当しておりますけども、指名委員会の中では先ほど企画課長が申し上げましたとおり、総務省に確認した中ですね、同列の会社がこういう事業をやるのは珍しくないということで、今回指名の中に入れさせていただいたんですけども、今議員ご指摘のようにですね、そうした役員が同じ場合というのは、企画課長、確認をしてないということでもありますけども、そうしたことは今後ですね、当然、今公正公平なということがありましたけども、そういうことを含めまして確認をさせていただいて進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 区長さんへのお願いの件ですけども、先ほど私が述べたのは、1回郵送で送って、そのあと取れていない方に区長さんに歩いてくださいということはお願いはしませんよということですので。その部分をお願いするということではないです。ただあの、町として今お願いをしている、今皆さんからの承諾を郵送で送りました、そういうことを今町内でやっていますよと、そういうところは広報もしていただきたいし、出していってくださいというような、その部分のサポートはお願いをしていきたいということです。ですので、町としては臨時職員等も含めて、出来る限り町として動いて承諾をいただいて全世帯に設置する体制を早めに作っていきたいということでもあります。

それと検討委員会ですけども、確かに議員のおっしゃる通り、いろんな意見を各分野の方の人が入ってやればいろんなご意見は出ると思いますけども、ただ実際に、各、そういうグループ、部会、委員会へは投げかけはしたいと思いますけども、委員構成の中では、やはりある程度その情報基盤について識見を持っている方、その方を入れていきたいというふうに考えております。実際どういうことができるのかということが、一定の今までの経験値の中で使っている方、教育関係の方とか、やっぱり必要とすることが実感としてわかっている方に入っていたほうが最終的な町としてのサービスの内容の取りまとはできていけるものと思っておりますので。決して多くの方の意見を排除するということではないので。それは意見等、提案の求め方のところで工夫をしていきたいと思っておりますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。11番、小藪侃一郎君。

諸々、いろいろな今質問等があつて、慎重にいろいろやっていただきたいと思つておりますが、とりあえず今回6月の議会で18億2,520万で我々議決をいたしました、今回契約金額が12億9,384万税込ということで、その時点でも、以前の時点でも補助金の関係について、昨日全協でちょっと、いろいろ質問が皆さん多かつたものですから聞けなつたので、補助金の内容がちょっとどうなつてゐるのかなと、その辺をお聞きしたいと思つてゐます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの藺田議員からの財源内訳というか、そういうことかと思ひますけども申し上げます。

まず当初ですね、18億2,520万で予算を組んでやつていて、その関係の国庫補助県支出等の比較額はお示ししてある通りだと思ひますけども、それが今回、契約額が12億9,384万になりました。その関係で確定ではないものですから、概算で金額を申し上げたいと思ひます。

まず国庫補助金の見込み額ですけども、当初4億1,686万4,000円という額でありましたけれども、これが概算では約1億500万ほど減りまして、3億1,200万ほどです。それから県支出金の見込みですけれども、当初1億7,500という見込み額でしたけれども、これが約4,170万ほど減りまして1億3,300万ほどの県支出金の見込み額であります。それから地方債、これは合併特例債ですけれども、当初は11億7,160万という金額でありましたけれども、これが約3億6,550万ほど減りまして、8億610万の見込みです。それから基金繰入金がありまして、これは地域振興基金でありますけれども、これが当初6,173万6,000円という金額をお示ししてありましたけれども、これが約1,930万円ほど減りまして4,250万円ほどの金額になる見込みであります。これは率にして掛けてありますので、確定ではございませぬので概算で申し上げます。以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） とりあえず金額が下がれば、当然こういうこともあると思ひますので、これからの予算設定のほう、概算のほうをしっかりと認めてしっかりとやっていただきたい。以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁はいいですね。

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第37号、工事請負契約の締結について（平成26年度情報通信利用環境整

備推進交付金事業川根本町高度情報基盤整備工事)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、工事請負契約の締結について(平成26年度情報通信利用環境整備推進交付金事業川根本町高度情報基盤整備工事)は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第38号 工事請負契約の締結について(平成26年度県単独林道(開設)事業施業道ヒラト線開設工事)

○議長(中田隆幸君) 日程第3、議案第37号、工事請負契約の締結について(平成26年度県単独林道(開設)事業施業道ヒラト線開設工事)についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは議案第38号工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年度県単独林道(開設)事業施業道ヒラト線開設工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る8月6日に9社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社柳沢組が落札し、契約金額5,821万2,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成27年2月16日を予定しております。

以上、よろしくご審議の上ご採択賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、工事請負契約の締結について(平成26年度県単独林道(開設)

事業施業道ヒラト線開設工事)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、工事請負契約の締結について(平成26年度県単独林道(開設)事業施業道ヒラト線開設工事)は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(中田隆幸君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第1回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

閉会 午前10時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年8月12日

議 長 中 田 隆 幸

署名議員 小 藪 侃一郎

署名議員 藺 田 靖 邦